

千葉県告示第147号

介護保険法（平成9年法律第123号）第84条第1項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者の指定の一部の効力を停止したので、同法第85条第3号の規定により告示します。

平成31年2月27日

千葉市長 熊谷俊人

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	処分内容	処分の起算日
株式会社 ハーモニー	ハーモニー 介護ステーション	千葉市中央区松 波4-20-4 三枝ビル2F	居宅介護 支援	6か月間指定の効力の 一部停止(新規利用者の 受入停止・介護報酬請求 上限7割)	平成31年3月1日